「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に
		外国人が従事す		関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法
		る業務		務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟
		【関係規定】		練した技能を要する業務に従事する活動
		法別表第1の2		
		「特定技能」の下		
		欄に掲げる活動		
2	P3	第1 特定技能	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関
		外国人が従事す	する重要事項	する重要事項
		る業務	(1)1 <mark>号</mark> 特定技能外国人が従事する業務	(1)特定技能外国人が従事する業務
		【関係規定】	飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)	特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3
		分野別運用方針	の製造・加工、安全衛生)	(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それ
		(抜粋)		ぞれ以下のとおりとする。
				ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外
				国人)
				飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)
				の製造・加工 <mark>及び</mark> 安全衛生 <mark>の確保</mark>)
				イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外

				国人)
				飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)
				の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務
				に関する管理業務
3	P3-4	第1 特定技能	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に
		外国人が従事す	関する重要事項	関する重要事項
		る業務	1. 1 号特定技能外国人が従事する業務	1. 特定技能外国人が従事する業務
		【関係規定】	飲食料品製造業分野において受け入れる 1 号特定	飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能
		分野別運用要領	技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定	外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。 なお、
		(抜粋)	める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従	いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従
			い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習	事することとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製
			2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を	品の納品、清掃、事業所の管理作業等)に付随的に従
			要する業務(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工、	事することは差し支えない。
			安全衛生)をいう。	(1)1号特定技能外国人
			あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事す	運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方
			ることとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製品の	針5 (1) <mark>ア</mark> に定める業務に従い、上記第1 <mark>の1</mark>
			納品、清掃、事業所の管理の作業等)に付随的に従事	(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号
			することは差し支えない。	移行対象職種・作業修了により確認された技能を
				要する業務(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加
				工及び安全衛生の確保)
				(2)2号特定技能外国人
				運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方
				針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1
				(2)の試験合格及び実務経験により確認された
				技能を要する業務
4	P4	第1 特定技能		【主たる業務】
		外国人が従事す	○ 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定	○ 飲食料品製造業分野において受け入れる <mark>特定技能</mark>
		る業務	技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定め	外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知

		[<u> </u>		**************************************
		【主たる業務】	るとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能	識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特
			を要する業務に従事することが求められるところ、本	定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事す
			要領別表に記載された試験の合格により確認された	ることが求められるところ、本要領別表に記載され
			技能を要する本要領別表に記載された業務に主とし	た試験の合格により確認された技能を要する本要領
			て従事しなければなりません。	別表に記載された業務に主として従事しなければな
				りません。
5	P4	(1号特定技能		(1号特定技能外国人)
		外国人)	〇 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業全	○ 飲食料品製造業分野においては、飲食料品製造業
			般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工、安全衛	全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安
			生)に従事する者を受け入れることとしていることか	全衛生 <mark>の確保</mark>)に従事する者を受け入れることとし
			ら、1号特定技能外国人は、試験等で立証されたこれ	ていることから、1 号特定技能外国人は、試験等で立
			らの能力を用いて幅広い業務に従事する必要があり	証されたこれらの能力を用いて幅広い業務に従事す
			ます。	る必要があります。
			○ 分野別運用要領第3の1に記載している「飲食料品	○ 分野別運用要領第3の1(1)に記載している「飲
			(酒類を除く。)の製造・加工」とは、原料の処理、加	食料品(酒類を除く。)の製造・加工」とは、原料の
			熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいま	処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等
			す。また、「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全	をいいます。単なる選別、包装(梱包)のみの作業を
			確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食	行う行為は、製造・加工には当たりません。また、「安
			品衛生の確保に係る業務をいいます。	全衛生 <mark>の確保</mark> 」とは、使用する機械に係る安全確認、
				作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛
				生の確保に係る業務をいいます。
6	P4-5	(2号特定技能	(新設)	(2号特定技能外国人)
		外国人)		〇 1号特定技能外国人が従事する製造・加工及び安全
				衛生の確保に加え、2号特定技能外国人は、これらに
				関する業務として次のようなものが想定されます。
				衛生管理、安全衛生管理、品質管理、納期管理、コ
				スト管理、従業員管理、原材料管理等(以下「飲食料
				品製造業全般に関する管理業務」という。)
		<u> </u>		1

				○ 2号特定技能外国人は、熟練した技能を持って、上
				記飲食料品全般に関する作業を自らの判断で適切に
				行うことが必要です。そのためには試験で立証され
				た能力を生かし、またこれまで飲食料品製造業分野
				において複数の作業員を指導しながら自らも作業に
				関わり、トータルで管理できる能力が必要となりま
				す。その結果、主に飲食料品製造業全般に関する管理
				業務を中心に行い、従来の製造・加工及び安全衛生の
				確保に関する作業に従事することも差し支えありま
				せん。
				〇 なお、2号特定技能外国人は、事業所責任者(工場
				長等)が行う飲食料品製造業全般に関する管理業務
				を補助することを前提に雇用していただくことにな
				りますので、役職等を命じ、業務に従事させる必要が
				あります。
7	P5	【関連業務(共		【関連業務(共通)】
		通)】	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務	○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従
		○1つ目	に従事する日本人が通常従事することとなる関連業	事する日本人が通常従事することとなる関連業務に
			務に付随的に従事することは差し支えありません。	付随的に従事することは差し支えありません。
8	Р5	【相談窓口】		【相談窓口】
			○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に	│ ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該│
			当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製	 外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業
			造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は	→ 分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次の
			次のとおりです。	とおりです。
			農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
			〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
			TEL 03(6744)2397	TEL 03(6744)2397
9	P6	第2 特定技能	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
L		l		

		外国人が有すべ		
		き技能水準等		
10	P 6	第2 特定技能	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項
		外国人が有すべ		及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契
		き技能水準等		 約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2
		【関係規定】		号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、
		上陸基準省令(特		申請人が次のいずれにも該当していること。
		定技能2号)		ー 申請人が次のいずれにも該当していること。
				イ~ロ (略)
				ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能
				を有していることが試験その他の評価方法によ
				り証明されていること。
				二(略)
				二~七(略)
11	P6-7	第2 特定技能	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関
		外国人が有すべ	する事項	する事項
		き技能水準等	飲食料品製造業分野において特定技能 1 号の在留	飲食料品製造業分野において特定技能の在留資格
		【関係規定】	資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合	で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した
		分野別運用方針	格した者 <mark>又は</mark> 飲食料品製造業分野の第2号技能実習	者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件
		(抜粋)	を修了した者とする。	も満たす者)とする。
			(1)技能水準(試験区分)	また、特定技能1号の在留資格については、飲食料
			「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」	品製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者
			(2) 日本語能力水準	は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしてい
			ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本	るものとして取り扱う。
			語能力試験(N4以上)」	(1) 1号特定技能外国人
			イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以	ア 技能水準(試験区分)
			上の水準と認められるもの	「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」
				イ 日本語能力水準

			(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語
			能力試験(N4以上)」
			(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以
			上の水準と認められるもの
			(2)2号特定技能外国人
			技能水準(試験区分及び実務経験)
			アは験区分
			「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」
			イン実務経験
			飲食料品製造業分野において、複数の従業員を
			指導しながら作業に従事し、工程を管理する者と
			しての実務経験を要件とする。
12	P7-8	第2 特定技能	第1 特定産業分野において認められる人材の基準に
		外国人が有すべ	関する事項
		き技能水準等	1. 技能水準及び評価方法等
		【関係規定】	(2)「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」(運
		分野別運用要領	用方針3(2)アの試験区分)
		(抜粋)	ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)
			(技能水準)
			当該試験の合格水準は、熟練した技能を持って、
			飲食料品全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・
			加工及び安全衛生の確保)に関する作業を自らの
			判断で適切に行うことができる能力を有すること
			である。また、試験の合格に加えて、工程を管理す
			る者として業務を遂行できる能力を確認するた
			め、飲食料品製造業分野において複数の作業員を
			指導しながら作業に従事し、工程を管理する者と
			しての実務経験(以下「管理等実務経験」という。)

- 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に 関する重要事項
 - 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日 本語能力の評価
- (1)飲食料品製造業分野において受け入れる1号特 定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準 を満たしているものとして取り扱う場合における 業務内容と技能実習2号移行対象職種において修 得する技能との具体的な関連性については、別表 のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良 好に修了した者については、当該技能実習で修得 した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務 において要する技能と、技能の根幹となる部分に 関連性が認められることから、業務で必要とされ る一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足り る相当程度の知識又は経験を有するものと評価 し、上記第1の1の試験を免除する。

(2)職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習│(2)職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習 を良好に修了した者については、技能実習生として

を2年以上有することを要件とする(注)。 (中略)

- (注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人とし て本邦において就労している期間が2年6か月 を超える者については、運用要領改正の翌日以降 特定技能1号の在留期間上限の日までの日数か ら6か月を減じた期間を目安とした管理等実務 経験を積んでいること。
- 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に 関する重要事項
 - 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日 本語能力の評価
- (1)飲食料品製造業分野において受け入れる1号特 定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準 を満たしているものとして取り扱う場合における 業務内容と技能実習2号移行対象職種において修 得する技能との具体的な関連性については、別表 のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良 好に修了した者については、当該技能実習で修得 した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務 において要する技能と、技能の根幹となる部分に 関連性が認められることから、業務で必要とされ る一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足り る相当程度の知識又は経験を有するものと評価 し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

を良好に修了した者については、技能実習生として

			良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程	良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程
			度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語	度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語
			能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)	能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)
			及び(2)の試験を免除する。	及び(2)の試験を免除する。
13	P8	第2 特定技能	○ 1号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の	○ 1号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の
		外国人が有すべ	業務に従事する場合には、要領別表に記載された技	業務に従事する場合には、要領別表に記載された技
		き技能水準等	能試験及び日本語試験の合格等が必要です。	能試験及び日本語試験の合格が必要です。
		○1つ目及び2	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に
		つ目	応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習	応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習
			2号を良好に修了した者については上記の試験等が	2号を良好に修了した者については上記の試験が免
			免除されます。	除されます。
14	P8-9	○4つ目及び5	〇 なお、飲食料品製造業分野においては、特定技能2	〇 2号特定技能外国人として飲食料品製造業分野の
		つ目	号での受入れを行うことはできません。	業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技
				能試験の合格等に加えて、飲食料品製造業分野におい
				て複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を
				管理する者としての実務経験を2年以上有すること
				が必要です。
				「複数の従業員を指導しながら作業に従事し」と
				は、2名以上の技能実習生、アルバイト従業員及び特
				定技能外国人等を指し、指導・監督を受ける者は日本
				人を含み、国籍は問いません。また、指導・監督を行
				う技能実習生、アルバイト従業員及び特定技能外国人
				等は必ずしも同一人物でなくてもよく、また職場の状
				況やシフトの都合等により一部の期間又は時間にお
				いて、2人以上の指導・監督を行わない期間又は時間
				があっても差し支えありません。この場合の「指導す
				る」とは、作業員に対し直接又は間接的に作業工程等
				について主導することを想定し、「工程を管理する者」

	I			
				とは、飲食料品製造業分野の対象業種や工場等の規模
				にもよりますが、事業所責任者(工場長等)が行う飲
				食料品製造業全般に関する管理業務を補助するもの
				とし、例えば、担当部門長、ライン長、班長等のよう
				な役職を想定しています。
			(新設)	○ なお、実務経験を客観的に証明するものとして、1
				号特定技能外国人を「工程を管理する者」として従事
				させる際は、客観的に証明する書類、例えば辞令や職
				務命令書等をもって、上記に例示した役職を命じ、業
				務に従事させてください。
15	P9	第2 特定技能		<特定技能1号の場合>
		外国人が有すべ	<試験合格者の場合>	○ 試験合格者の場合
		き技能水準等	○ 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合	・「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」の合格
		【確認対象の書	格証明書の写し	証明書の写し
		類】	○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか	・日本語能力を証するものとして次のいずれか
			・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写	国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
			L	日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し
			・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し	* ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類
			* ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類	にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者
			にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者	は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力
			は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能	試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
			力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されま	
			す。	
			<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号
			修了者の場合>	修了者の場合
			○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している	・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場
			場合に次のいずれか	合に次のいずれか
			・ 缶詰巻締技能評価試験(専門級)の実技試験の合	缶詰巻締技能評価試験(専門級)の実技試験の合格証

				格証明書の写し	明書の写し
				・食鳥処理加工業技能評価試験(専門級)の実技試	
				験の合格証明書の写し	合格証明書の写し
				・水産加工食品製造業技能評価試験(専門級)の実	 水産加工食品製造業技能評価試験(専門級)の実技試
				技試験の合格証明書の写し	験の合格証明書の写し
				・水産練り製品製造の技能検定(3級)の実技試験	水産練り製品製造の技能検定(3級)の実技試験の合
				の合格証明書の写し	格証明書の写し
				・ 牛豚食肉処理加工業技能評価試験(専門級)の実	牛豚食肉処理加工業技能評価試験(専門級)の実技試
				技試験の合格証明書の写し	験の合格証明書の写し
				・ ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定(3	ハム・ソーセージ・ベーコン製造の技能検定(3級)
				級)の実技試験の合格証明書の写し	の実技試験の合格証明書の写し
				・ パン製造の技能検定(3級)の実技試験の合格証	パン製造の技能検定(3級)の実技試験の合格証明書
				明書の写し	の写し
				・惣菜製造業技能評価試験(専門級)の実技試験の	惣菜製造業技能評価試験(専門級)の実技試験の合格
				合格証明書の写し	証明書の写し
				・農産物漬物製造業技能実習評価試験(専門級)の	農産物漬物製造業技能実習評価試験(専門級)の実技
				実技試験の合格証明書の写し	試験の合格証明書の写し
				○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していな	・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない
				い場合	場合
				・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2	技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)
				号)	*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」
				*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」	の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を
				の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を	御参照ください。
				御参照ください。	
					<特定技能2号の場合>
					〇 「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」の合
					格証明書の写し
16	P9-10	第 2	特定技能		<特定技能1号>

き技能水準等 【留意事項】

- 外国人が有すべ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の 合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を 良好に修了したことを証するものとして、【確認対象 の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3 級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験 の合格証明書の提出が必要です。
 - 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試 | 験の実技試験に合格していない場合(技能実習法施 行前の旧制度の技能実習生を含む。)には、技能試験 及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が 作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提 出が必要です。
- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の 合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良 好に修了したことを証するものとして、【確認対象の 書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又 はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合 格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試 験の実技試験に合格していない場合(技能実習法施行 前の旧制度の技能実習生を含む。)には、技能試験及 び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成 した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が 必要です。

<特定技能2号>

○ 飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験受験の 際に、上記実務経験の有無を確認します。

実務経験を証明する書面は任意の様式で構いませ ん。詳細は、飲食料品製造業特定技能技能測定試験実 施要領を御確認いただくか、農林水産省へ御確認くだ さい。

○ 飲食料品製造業分野の管理者等実務経験の経過措置 に係る必要実務経験期間については、以下の算出方法 により計算してください。

例) 改正の日時点で飲食料品製造業分野の1号特定技 能外国人としての在留期間(再入国期間を含む)が「3 年と20日」となり、運用要領改正の翌日から特定技 能1号の在留期間の上限の日までの残日数が、「1年 11 か月と 10 日(23 か月と 10 日)」の場合、実務経 験は、そこから6か月を減じた「1年5か月と10日 (17 か月と 10 日以上)」必要です。

				・計算式
				在留期間の上限の日までの残日数 - 除外する期間 = 必要な実務経験期間
				1年11か月と10日 6か月 ※2 1年5か月と10日
				(23か月と10日) ※1 (17か月と10日)
				※1 「在留期間上限期間5年(60か月)」から、これまでの特定
				技能1号の就労期間を差し引いてください。
				(上記の例では、「5年 (60 か月)」から「就労期間 3年と 20
				日(36 か月と 20 日)」を差し引いて算出しています。)
				※2 除外する期間(人事発動のための準備期間)は一律で6か月
				です。
17	P11	第3 特定技能	飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1	飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1
		雇用契約の適正	号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1	号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1
		な履行の確保に	条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及	条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び
		係る基準	び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第2条の5	難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条の 5 第 1
		【関係規定】	第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人	項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同
		告示第2条	が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号	法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は
			に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示	第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省
			第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関	告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業
			する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲	に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に
			げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを	掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるもの
			行っていることとする。	を行っていることとする。
18	P12	告示第3条	(追加)	五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結すると
				きは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該
				特定技能外国人のキャリアアップ(職務経験又は職
				業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力
				の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃
				金をはじめとする処遇の向上が図られることをい

				> \ + \ 7 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
				う。)を図るための計画について書面(その作成に代
				えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的
				記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をするこ
				Ł.
				六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食
				料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特
				定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国
				人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面
				(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合にお
				ける当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供す
				ること。
19	P12-13	第3 特定技能	○ 飲食料品製造業分野の 1 号特定技能外国人を雇用	〇 飲食料品製造業分野の特定技能外国人を雇用でき
		雇用契約の適正	できる事業所は、主として次のいずれかに掲げるも	る事業所は、主として次のいずれかに掲げるものを行
		な履行の確保に	のを行っていることが求められます。	っていることが求められます。
		係る基準	① 中分類09一食料品製造業	① 中分類09一食料品製造業
		○2 つ目	② 小分類101-清涼飲料製造業	② 小分類101ー清涼飲料製造業
			③ 小分類103一茶・コーヒー製造業(清涼飲料を	③ 小分類103一茶・コーヒー製造業(清涼飲料を
			除く)	除く)
			④ 小分類104-製氷業	④ 小分類104-製氷業
			⑤ 細分類5861-菓子小売業(製造小売)	⑤ 細分類5861-菓子小売業(製造小売)
			⑥ 細分類5863ーパン小売業(製造小売)	⑥ 細分類5863ーパン小売業(製造小売)
			⑦ 細分類5897ー豆腐・かまぼこ等加工食品小	⑦ 細分類5897一豆腐・かまぼこ等加工食品小
				売業
			なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造	なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造
			│ │業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食	業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食
			 料品小売業(上記の⑤、⑥及び⑦を除く)は含まれませ	料品小売業(上記の⑤、⑥及び⑦を除く)、ペットフード
			λ_{\circ}	等の飼料製造業などは含まれません。
20	P13-14	○6 つ目及び 7	○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその	○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその

		つ目	場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が	場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が
			不可分一体の事業形態であることから、飲食料品を	不可分一体の事業形態であることから、上記⑤、⑥
			製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造	及び⑦の飲食料品を製造・加工する製造小売の事業
			業分野の対象とします。	所は、飲食料品製造業分野の対象とします。
			また、飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者	○ 飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外
			及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品	食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製
			の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工す	造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製
			る製品の売上が当該事業所の売上の過半を占める場	品の売上 <mark>げ</mark> が当該事業所の売上 <mark>げ</mark> の過半を占める場
			合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製	合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製
			造業分野の対象とします。	造業分野の対象とします。
21	P14-15	○14 つ目及び	(新設)	○ 特定技能外国人に対して、キャリアアッププラン
		15 つ目		のイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結す
				る前に書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記
				録を提供して説明しなければなりません。
				【キャリアアッププランの内容の例】 ※任意様式
				・想定されるキャリアルート
				・各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
				・レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・
				検定など
			(新設)	○ 特定技能外国人から飲食料品製造業分野に係る実
				務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、
				当該機関における実務経験を証明する書面を交付し
				なければならず、これを行わない場合は、基準に適合
				しないことから、特定技能外国人の受入れができな
				いこととなります。
22	P17-18	第4 適合1号	(追加)	五 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結すると
		特定技能外国人		きは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該
		支援計画の適正		特定技能外国人のキャリアアップ(職務経験又は職

		な実施の確保に		業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力
		係る基準		の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃
		【関係規定】		金をはじめとする処遇の向上が図られることをい
		告示第3条		う。)を図るための計画について書面(その作成に代
				えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的
				記録を含む。)を交付し、又は提供して説明をするこ
				と。
				六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食
				料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特
				定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国
				人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面
				(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合にお
				ける当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供す
				ること。
23	P19	第5 上陸許可	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1
		に係る基準		項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用
		【関係規定】		契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項
		上陸基準省令(特		(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することの
		定技能2号)		ほか、申請人が次のいずれにも該当していること。
				一~六(略)
				七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定
				める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当
				該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法
				務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情
				に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
24	P19	第5 上陸許可	飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定	飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定
		に係る基準	法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別	法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別
		【関係規定】	表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる	表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる

		1	T	1
		告示第1条	活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準	活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定
			は、申請人(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第	技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号
			2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をい	に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及
			う。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な	び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
			運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭	本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を
			和 60 年法律第 88 号)第2条第1号に規定する労働者	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
			派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約	保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第2条
			を締結していないこととする。	第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容
				とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
25	P19-20	○1 つ目から3	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、
		つ目	飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資	飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資
			格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって	格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技
			定めたものです。	能2号」に係る上陸基準として飲食料品製造業分野に
				特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令
				第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
			○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、	○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該
			当該外国人は労働者派遣によるものであってはなら	外国人は労働者派遣によるものであってはならない
			ないとするもので、1号特定技能外国人を派遣する	とするもので、特定技能外国人を派遣することも派
			ことも派遣された者を受け入れることもできませ	遣された者を受け入れることもできません。
			ん。	
			○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者	○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受
			を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において	け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正
			不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等	に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該
			に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著し	当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不
			く不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、	当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定
			特定技能外国人の受入れができないこととなりま	技能外国人の受入れができないこととなります。
			す。	

26	別表	別表(飲食料品							
		del M. M. S						別表(飲食料品製造業)	
		製造業)	共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号			特定技能2号	共通(特定技能1号·2号)
			特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	総水準及び評価方法等 日本活能力水準及び評価方法等		なる技能実習2号	技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区分
			特定以前78回人以来于4条物的方	技能が争及び計算の広寺	日本組能力小学及び計算力法等	20.00	作業	技能小手及び計割の工等	特化以前が出入が収予する単数に対
						依然卷締	也以各种		
						食用处理加工業	食品低度加工	- /	
							節類製造 加熱乾製品製造	/ / /	
						加熱性水産加工 食品製造業	国味加工品製液	/ /	
							くん製品製造	1 /	
					国際交流基金日本語基礎テスト		拉戴品製造		
			【特定技施1号】 教食料品製造全級(飲食料品(酒麵を除		果は	非加熱性水産加工	机制品制造	/ /	【特定技能1号】 飲食料品製造全板(飲食料品(添額者除
			飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除 く、)の製造・加工、安全衛生)	飲食料品製造業技能測定試験	日本語幣力試験(N4以上)	食品製造業	発酵食品製造 調理加工品製造	1 /	飲食料品製造全般(飲食料品(酒糖老碗 <,)の製造·加工及U安全衛生の確保)
							生食用加工品製造	+ /	
						水産権(製品製造	か割ぎこ製品製造	1 /	
						牛豚食肉処理加工 童	牛隊部分肉製造	1/	
						ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ ベーコン製造		
						パン製造	んの製造	1/	
						そう単製造業	そう草加工	-//	
							最高物质物製造	/	********
			(注)修了した技能実習2号の職種・ 免除されます。	事業の種類にかかわらず、技能実施	82号を良好に修了した者は、国際交流基	金日本語基礎テスト	及び日本語能力試	験(N4以上)のいずれの試験も	【特定技能2号】 飲食料品製器全能(飲食料品(適額を除 く、)の製造・加工及び安全衛生の確保)及 び出該業業に関する管理業務
									び出鉄業株に関する管理業務
1									

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号·2号》 特定技能1号				特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等とな	る技能実習2号	技能水準及び評価方法等	
が定技能外国人が従事する業務区分			20.00	作業		
	教育科品製造業場宣傳報1号 15年刊度記載	国際交流基金日本語集製テスト Xは 日本証数力(試験()44以上)	你站卷網	自然各种		
			食用処理加工業	食品低度加工		
			加熱性水震加工 食品製造業	節類製造		
				加熱乾製品製造		
				調味加工品製油		
				くん製品製造		
			非加熱性水産加工 食品製造業	拉爾品製造		
				机制品制造		
を技能1号】 :料品製造全般(飲食料品(酒類を除				免辦金品製造		
の製造・加工及び安全衛生の機保)				調理加工品製造		
				生食用加工品製造		
			水産権(製品製造	かおぼこ製品製造		
			牛豚食肉処理加工 業	牛隊部分肉製造		
			ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ ベーコン製造		
			パン製造	た製造		
			そう単製造業	そう単加工		
			原在物油物製造業	展在物油物製造		
定技能2号】 (料品製造全数(飲食料品(追頭を除 の製造・加工及び安全衛生の確保)及					飲食料品製造業特定技能24 技能預定試験	

(計論了した対策実際2号の機構・中華の機能にかかわらず、技能実際2号を自対に修了した場は、関節交流を自ま指基機デスト及び日本語能力試験の将以上)のいずれの試験も (は)・絶文機能2分については、技能試験の合称に加えて、実施機能要件(他食料品製造業分別に加いて機能の作業品を指導しながら年業に使取し、工程を管理するをとしての2年以 上の変素機能が必定されています。

27	分野		
	参考様式第	分野参考模式第13-1号	分野参考様式第13-1号
	13-1号	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
		出入国在留管理庁長官 殿	出入国在卻管理庁長官 殿
		特定技能所屬機関	特定技能所属機関
		氏名又は名称 住 所	氏名又は名称 住 所
		特定技能外国人 氏 名	特定技能外国人 氏 名
		性 別	性 別 国籍・地域
		生 年 月 日	生 年 月 日
		記 飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。	記 飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約しま
		【警約事員】 1. 1号符定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能を協立を指令後(同表の特定技能の項の下閘第1号に係るものに限る。)をもって在領する外国人をいう。以	す。
		施の圧血質性 (信事ならず成文版の強力) 首朝前 1 が、一等の 5 のが、取る力 6 ちつ (正面音 5 かほんをつう。 5 下同じ。) に信事ならせる影像が、飲食料品運産を破 (飲食料品 (簡潔を除く) の製造・加工、安全衛生) であること。 2 . 1 号神波技能外国人が、出入国在留管理及び難民認定法 (昭和 2 6 年収令第 3 1 9 号) 第 2 条の 5 第 1 項に	1. 1 号寿法技能外国人(出人国管理及び難民設定法: 原料2 6 年政令第3 1 9 号) 別表第1 の2 の表の特定技能の在電管権(同表の新定技能の項の下側第1 5 5 6 6 5 6 5 6 5 6 5 7 6 5 7 6 5 7 6 5 7 6 7 6
		2. 日今中は久郎中国人が、田八国は田田東東及の帰民後たは、「昭和26年を用第13年の第14年、 規定する特定技能圏用東京に基づいて同じます。1020までも特定技能の項の下側第15年間著7名活動を 行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定 める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っているこ と。	2. 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の任政管格(周去の特定技能の任政管格(周去の特定技能の項の下陽第2号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。)に従来させる業務が、放棄は高数準条件(放棄性)の機関、対策が大力を対している。
		1 中分類 10 2 小分類 101 清凉飲料製造業 1 次分類 101 清凉飲料製造業	び当該業務に関する管理業務であること。 3. 特定技能外国人(出人国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の
		3 小分類 103 ※・コーヒー製造業(清冷放料を除く) 4 小分類 104 製木業 5 細分類 5861 菓子小売業(製造小売)	在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)が、出人国在留管理及び離民認定法(昭和26年政 令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能原用契約に基づいて同法別変第1の2の表の特定技 能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省も不勝405号(統計法
		6 網分類 5863 パンル売業 (製造小売) 7 網分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち 主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。
		3. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。	1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 ※・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く)
		4、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における1号特	4 小分類 104 製水栗 5 細分類 1861 菓子小売業 (製造小売) 6 細分類 1863 ベン小売業 (製造小売)
		定技能外国人の受入れに関する協議会 (以下「協議会」という。) の構成員であること、又は、1号特定技能 外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構 成員となること。	7 縄分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
		5. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	4. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 に関する法律、昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
		6. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までの	5.農林水産省、開係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること、又は、特定技能外国人を
		いずれにも護当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の機械員であること、又は、飲食料品製造要分野に係る1分勢定技能外国人の支援を実施していな	受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる こと。
		い場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本尾の公私の機関が受け入れた日から 4か月以内に協議会の情報長となること。 (2) 路震会会行う調査、情報の北有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	6、協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
		 (2) 協議会が行う調査。情報の北有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 審約率項を遵守することができなくなった場合は、その旨出し国在指管理庁長官及び当該分野を再管する関 	 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)まで
		係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日	のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 (1) 協議会の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施してい ない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託した本規の公私の機関が受け入れた日
		作成責任者	から4か月以内に協議会の構成員となること。 (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
			(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
			9. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に 書面を交付して説明すること。
			10. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関
			係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日
1			ができた仁老

作成責任者